

北海道大学体育会ヨット部規則

第1章 総則

第1条 (趣旨)

本規則は、北海道大学ヨット部（以下、「当団体」という）の組織及び運営について定め、当団体の永続的かつ自主的で円滑な活動のための事項を定めるものである。

第2条 (目的)

当団体は、北海道大学の課外活動の一環として、その建学の精神であるフロンティア精神に則り、当団体の活動を通じて課題に対して新しい道を切り拓いていく力を育むとともに、シーマンシップの涵養に努め、もって豊かな人間性の向上及び人間関係の育成を目的とする。

第3条 (名称)

当団体は、「北海道大学体育会ヨット部」と称する。

第4条 (主な活動内容)

当団体は、帆走技術及びシーマンシップの涵養のためにヨットを用いた海上活動を行うことを主な活動内容とする。

第5条 (加盟団体)

当団体は、日本セーリング連盟及び北海道学生ヨット連盟に加入し、その他、前条の活動に必要な団体に加盟する。

第2章 構成及び責務

第6条 (組織)

当団体は、前条に定める目的の趣旨に賛同した部員及び役員をもって組織し、部員による自主的な運営を旨とする。

第7条 (部員の責務)

- 1 入部届をスタッフに提出し、スタッフに入部が許可された者を部員とする。
- 2 部員は、北海道大学体育会に所属していなければならない。なお、これは他大学学生の入部を妨げるものではない。
- 3 部員は、部費及び造艇計画に組み込まれる費用を支払わなければならない。なお、部費及び造艇計画に組み込まれる費用の金額は各年度の役員によって決定する。
- 4 部員は、各自自律的に行動するとともに、部員による自主的な運営を行う趣旨を理解し、スタッフに協力しなければならない。
- 5 部員は、シーマンシップを遵守するとともに、他の部員の人格を尊重し、ハラスメントを行ってはならない。
- 6 部員は、入部した際に、飲酒に関する講習を受けなければならない。なお、部員は講習受講後も、飲酒に関する知見の習得に励まなければならない。得た知見に従い飲酒することとする。
- 7 部員は、次の各号の事由により退部する。
 - (1) 北海道大学に入学した日から4年間経過したとき
 - (2) 本人の申出があり、主将が退部を認めたとき
 - (3) 本規則の趣旨に照らし不適切な行為があり、部長もしくは監督が退部を命じたとき

第 8 条 （役員）

1 当団体には、次の各号に掲げる役員をおく。

(1) 部長（顧問教官）

(2) 監督

(3) スタッフ

2 当団体の運営はスタッフが行う。

第 9 条 （部長）

1 部長は、北海道大学教員が務める。

2 部長は、当団体の最高責任者であり、活動全般において最終決定を行う。

第 10 条 （監督）

1 監督は、部長の承認をもって就任及び退任する。

2 監督は、当団体の活動全般を監督する。

第 11 条 （主将）

1 主将は、スタッフの中から互選で選出する。

2 主将は、部長および監督の指導と助言のもと、スタッフ及び部員を代表し、当団体の活動、運営全てを統轄する。

第 12 条 （スタッフ）

1 スタッフは、部員の中から互選により選出する。

2 スタッフは、主将のもとに当団体の活動、運営を補佐し、各任務を分掌する。

第3章 運営

第13条 (議事)

当団体の活動、運営の基本方針は、スタッフが発議し、部員との合議を経たうえで、部長及び監督の了承を経て決定される。

第14条 (会計)

- 1 当団体の会計年度は、12月1日に始まり、翌年11月末日に終わる。
- 2 当団体の運営上の経費は、会計年度当初に役員協議により決定する。
- 3 スタッフは、各会計年度当初に当該年度予算書を、当該年度終了後直ちに当該年度決算報告書を作成し、両書は、部長及び監督の審査を経て決定する。

第15条 (安全)

- 1 当団体に所属する全ての者は、海上における部活動の安全を確保し、事故の発生を未然に防止するために、安全規約及び安全規約申し合わせ事項を遵守しなければならない。
- 2 スタッフは、水上活動開始前に安全規約申し合わせ事項を、部長及び監督の審査を経て策定しなければならない。
- 3 安全規約申し合わせ事項は、有効期限を単年度とする。
- 4 スタッフは、当団体に所属する全ての者に安全規約及び安全規約申し合わせ事項を理解させ、及び当団体の活動に付随して水上活動を行う者に対し安全規約及び安全規約申し合わせ事項を周知徹底しなければならない。
- 5 部員は、安全に関する情報を広く収集することに努めるとともに、

安全意識を高く持ち、互いに安全意識の啓発を行う。

第 16 条 （報告会）

- 1 当団体は、各会計年度当初に、部長若しくは監督、並びに OB 及び部員の出席のもとに報告会を行い、部の運営、活動が正常に行われているかを審議する。
- 2 報告会は、スタッフが招集し、スタッフ若しくはスタッフに委託された者が議事を進行する。
- 3 報告会においては、以下の各事項について審議する。
 - (1) 部活動の状態
 - (2) 部活動の方針と行事予定
 - (3) 前年度決算及び当該年度予算
 - (4) 安全規約に対する確認と安全規約申し合わせ事項
 - (5) 造艇計画を含む部活動長期計画
 - (6) その他当団体の運営に必要な事項

第 4 章 改正

第 17 条 （改正）

本規則の改正は、役員が発議し、部員の 3 分の 2 以上の承認並びに部長及び監督の承認を経なければならない。

第 5 章 雑則

第 18 条 （雑則）

本規則に定めるもののほか、部の運営に関して必要な事項は、部員の協議に基づき、部長、監督の了承を経て決定する。

付則 この規則は、平成 4 年 5 月から施行し、平成 3 年 1 2 月 1 日より適用する。

平成 1 3 年 1 0 月 1 日一部改正（第 4 条、②、③）

令和 2 年 1 2 月 2 0 日全面改正